

11/5玉

介護保険・福祉用具の貸与制度

販売との選択制導入へ

介護保険での福祉用具

の貸与制度をめぐり、厚生労働省は固定用スロー（歩行器、車椅子（介助）、多足杖（多脚杖）の四つ）を、利用者の要介護度に関係なく貸与か販売か選べるようにとする方向です。10月30日の有識者検討会で取りまとめ案が大筋了承されました。

今後、社会保障審議会の分科会でも議論されま

利用者の不利益懸念

に提供・借り換えできるよう貸与を原則としています。財界関係者がすらりと委員に並ぶ財政制度四つを、利用者の要介護度に関係なく貸与か販売か選べるようにする方向です。10月30日の有識者検討会で取りまとめ案が大筋了承されました。

反発が相次ぎ、販売への全面転換には至らなかつたものの、厚労省は、固定用スロープなど四つ

は比較的廉価で長期利用者が一定いる（理由付け、貸与か販売かの選択制を導入する）としました。

福祉用具は、高齢者の身体状況や要介護度が変化しやすいため、状態に合った用具を適時・適切

た。介護支援専門員（ケアマネジャー）や専門相談員が医療職など多職種の意見を踏まえ、利用者に貸与か販売か提案を行なうようにします。

委員から「選択制導入で最も不利益を被るのが利用者である可能性があります。財界関係者がすらりと委員に並ぶ財政制度ある以上、導入は慎重であるべき」という意見は変わらない（全国福祉用具専門相談員協会）と懸念する意見が続出。購入された用具について、「利用者に合わなかった場合の適切な交換▽安全性確保を最優先とした保守点検の実施▽利用終了後に保守点検がないまま転売・譲渡され、事故が起きないようにする対策などを求める意見なども

ありました。